

衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会ニュース

【第198回国会】平成31年4月2日（火）、第2回の委員会が開かれました。

1 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件

・石田総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）初鹿明博君（立憲）、森山浩行君（立憲）、後藤祐一君（国民）、塩川鉄也君（共産）、浦野靖人君（維新）、野田佳彦君（社保）

（質疑者及び主な質疑事項）

初鹿明博君（立憲）

- （1） 公職の候補者によるフルカラーの図柄入り自動車用ナンバープレートの取得を、公職選挙法の寄附禁止の規定の適用除外ではなく、国土交通省において公職にある者は寄附を行わなくとも取得できると変更されたことに対する石田総務大臣の見解
- （2） 代理投票等における補助者の選任
 - ア 代理投票における補助者を投票管理者が投票所の事務に従事する者のうちから定めるものとした平成25年の公職選挙法改正の趣旨
 - イ 選挙人が選任した者による代理記載が認められている郵便等投票と差異がある理由及び代理記載における選挙の公平性・中立性の確保の有無
 - ウ 選挙人が選任した者による代理記載が郵便等投票において認められる一方、投票所での代理投票においてはそれが認められない理由
 - エ 郵便等投票の代理記載における選挙人の意思確認の方法
 - オ 自ら選任した補助者による投票所での代理投票が認められなかった場合でも、郵便等投票においてはその補助者による代理記載が認められることについての確認
 - カ 郵便等投票における代理記載と同様に、投票所での代理投票においても選挙人が補助者を選任できるよう公職選挙法を改正する必要性についての石田総務大臣の見解

森山浩行君（立憲）

- （1） 政治資金規正法について
 - ア 同法の目的
 - イ 同法の内容は政治資金の収支を明らかにし、一定の規制を設け、悪質なものは罰するものであることの確認
 - ウ 解散した政治団体の収支報告書の訂正
 - a 解散後に内容を訂正することの可否及び訂正が可能な期間
 - b 解散により代表者又は会計責任者がいない状況における訂正方法
 - c 国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しの開示方法
 - d 訂正時において収支報告書にその訂正日時を記載する制度の有無
 - e 解散や期間に関わらず訂正がなされることにより正確な収支報告が行われるという法益が大事であることに対する石田総務大臣の見解
- （2） 都道府県知事又は市長の選挙における政治活動の規制
 - ア 政党その他の政治活動を行う団体の選挙時における文書に関する規制の内容
 - イ 都道府県の議会の議員と長の同時選挙が行われる場合に、長の選挙の告示と議員の選挙の告示の間に、議員の選挙の候補予定者が政治活動報告を政党機関紙の号外として頒布することについて
 - a 当該頒布の適法性についての確認
 - b 当該行為が事前運動に該当しない態様であれば可能であることの確認

- c 当該期間において、議員の選挙の候補予定者が政治活動として頒布できる文書の内容の規制は長の選挙に関するもののみであることの確認
- (3) 選挙権年齢及び被選挙権年齢
- ア 参議院議員及び都道府県知事の被選挙権年齢が衆議院議員の被選挙権年齢より5歳高く設定された経緯
 - イ 平成27年改正公職選挙法において選挙権年齢が20歳以上から18歳以上へ引き下げられた理由
 - ウ 参議院議員及び都道府県知事の被選挙権年齢が選挙権年齢と比較して12年間の差があることについて
 - a 諸外国における同様の事例の有無
 - b 現状に対する石田総務大臣の所見

後藤祐一君（国民）

- (1) 改元に伴う法令等の取扱い
- ア 「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）」の施行日について
 - a 施行日の平成31年6月1日を新しい元号である令和に改める必要性の有無
 - b 元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行日である5月1日以降にaの改正を行う必要性の有無
 - イ 5月1日以降に全ての法律について一括して元号を平成から令和に読み替える法律案を提出する必要性についての内閣府の見解
 - ウ 一括して元号を読み替える法律案を提出することとした場合の問題点
- (2) 被選挙権年齢の引下げ
- ア 被選挙権年齢を5歳あるいはそれ以上引き下げることにより生じる問題点
 - イ 被選挙権年齢を引き下げることについての石田総務大臣の見解
- (3) 候補者個人の選挙運動用ビラ
- ア 平成29年改正公職選挙法により都道府県又は市の議会の議員の選挙においてビラの頒布が可能となったことについての石田総務大臣の見解
 - イ 同改正で解禁されなかった町村議会議員の選挙における頒布について
 - a 頒布が認められていない理由
 - b 公費負担なしならば供託金制度のない町村議会議員の選挙においてもビラの頒布を認めると考えることに対する総務省の見解
 - c 頒布を可能とするか否かは立法政策の問題であることの確認
 - d 町村議会議員の選挙におけるビラの頒布を解禁する必要性についての石田総務大臣の見解
 - ウ 頒布方法が制限されている理由
 - エ 確認団体のビラについては頒布方法の制限がないことの確認
 - オ 枚数の上限の撤廃又は人口や世帯数を踏まえて上限を上げることの必要性
- (4) 期日前投票における宣誓書
- ア 宣誓書において期日前投票事由を示す実益
 - イ 期日前投票所の混雑の要因の一つとなっている宣誓書の提出を不要とすることについての石田総務大臣の見解
- (5) インターネット選挙運動
- ア 候補者・政党等以外の第三者の電子メールを利用した選挙運動が解禁されていない理由
 - イ SNSのメッセージ機能は電子メールの機能と変わらない現状からすれば、候補者・政党等以外の第三者の電子メールを利用した選挙運動を解禁する必要性についての石田総務大臣の見解

塩川鉄也君（共産）

- (1) 住民票を異動していない学生等の選挙権
 - ア 進学等により一人暮らしを始める学生等に住民票の異動を促す方策
 - イ 平成 29 年衆議院議員総選挙における市町村選挙管理委員会による居住実態調査
 - a 選挙人の居住実態調査を実施した市町村選挙管理委員会の数
 - b 居住実態がないことを理由に当該選挙人を選挙人名簿に登録しなかった又は選挙人名簿から抹消した選挙管理委員会の数
 - c 選挙人名簿に登録されなかった又は選挙人名簿から抹消された選挙人の数
 - ウ 市町村によって住民票を異動していない学生等への対応が区々である実態を踏まえ、今年の参議院通常選挙においてどのように対策を講じるべきかについての石田総務大臣の見解
 - エ 住民票を異動していないという理由で選挙権行使が認められない事態を解消する必要性についての石田総務大臣の見解
- (2) 供託金制度
 - ア 平成 29 年 7 月公表の総務省「地方議会・議員に関する研究会報告書」における供託金に関する記載内容の確認
 - イ 国政選挙及び地方選挙の公職選挙法制定時及び現行における供託金額
 - ウ 諸外国と比較して我が国の供託金が高額であることについての石田総務大臣の見解
 - エ 立候補の阻害要因となっている高額の供託金を見直す必要性についての石田総務大臣の見解

浦野靖人君（維新）

- (1) 政治資金収支報告書は写しの交付が認められる一方、政党交付金使途等報告書については写しの交付が規定されておらず、インターネットで閲覧が可能なブラウザも制限される状態になっているため、写しの交付を認めるよう政党助成法を改正する必要性
- (2) 国会議員関係政治団体制度の創設に係る平成 19 年改正政治資金規正法の附則第 18 条の規定を踏まえ、収支報告等の特例制度の対象となる政治団体の範囲を拡大する法改正を行う必要性

野田佳彦君（社保）

- (1) 平成 19 年 12 月に成立した改正政治資金規正法と同様に、与野党で議論を交わし成案を得ることが公職選挙法や政治資金規正法を改正する時の基本であることについての石田総務大臣の認識
- (2) 平成 30 年に成立した参議院選挙制度改革に関する改正公職選挙法が、野党が反対する中、与党が押し切る形で成立したことについての石田総務大臣の所感

2 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出第 17 号）

- ・石田総務大臣から提案理由の説明を聴取しました。